

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第85号)の一部を次のように改正する。

第105条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第62条第1項中「特定施設をいう。以下」の次に「この項において」を加える。

第193条第12項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改める。

(熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第91号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。